



資産運用立国の実現

政策アクション会議

2024年1月11日（木） 金融庁長官 栗田 照久



～資産運用立国について～

- 新しい資本主義の下、我が国の家計金融資産の半分以上を占める現預金が投資に向かい、企業価値向上の恩恵が家計に還元されることで、更なる投資や消費に繋がる、**成長と分配の好循環**を実現していくことが重要。
- **これまで、①資産所得倍増プランや②コーポレートガバナンス改革等を通じ**、家計の安定的な資産形成の支援、企業の持続的成長、金融商品の販売会社等による顧客本位の業務運営の確保など、**インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけ**を行ってきた。**引き続き、こうした取組を推進**。
- これらの取組に続き、**インベストメントチェーンの残されたピースとして、③家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革**を図っていく。
- 残されたピースをはめ、**我が国経済の成長と国民の資産所得の増加**に繋げていく。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）

販売会社（銀行・証券）、アドバイザーによる
顧客本位の業務運営の確保

① 資産所得倍増プラン
（2022年11月）

家計の安定的な資産形成
（NISAの抜本的拡充・恒久化や金融リテラシーの向上）

③ 資産運用業・アセットオーナーシップ改革

資産運用業の高度化や
アセットオーナーの機能強化

**② コーポレートガバナンス改革の実質化に向けた
アクション・プログラム**（2023年4月）

企業の持続的な成長
金融・資本市場の機能の向上

～資産運用立国実現プラン（資産運用業・アセットオーナーシップ改革の分野）～

1. 資産運用業の改革（資産運用力向上やガバナンス改善・体制強化、国内外からの新規参入と競争の促進）

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社の**プロダクトガバナンス**※に関する原則の策定
 - ※ 金融商品の組成に際しての想定顧客の明確化、期待リターンがコスト・リスクと見合っているかの検証等の商品の品質管理
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正
 - ※ 投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備など
- **金融・資産運用特区**の創設
 - ※ 金融庁と意欲ある自治体が協働して、関係省庁と連携しつつ、特定の地域において金融・資産運用サービスを集積し、高度化と競争力強化を促進。当該地域が金融・資産運用の対象として一体的に推進する重点分野を支援。2024年夏目途に特区のパッケージを策定・公表。
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program
 - **金融機関**に、新興運用業者の**積極的な活用**や、**単に業歴が短いことのみによって排除しない**ことを要請。金融機関等の**取組事例を把握・公表**。
 - **アセットオーナー・プリンシプル**（後述）において、受益者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行する観点から、運用委託先の選定における新興運用業者の取扱いについて盛り込む。
 - 官民連携の下で、金融機関・アセットオーナーに**新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）**を提供
 - 新興運用業者が**ミドル・バックオフィス業務を外部委託**すること等により、運用に専念できるよう**規制緩和**を実施

2. アセットオーナーシップの改革

● アセットオーナー・プリンシプルの策定（2024年夏目途）

※ アセットオーナーの範囲は、**公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンド**など幅広いが、共通して求められる役割として、運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則を策定。

● 企業年金の改革

- ・ 確定給付企業年金（DB）について、加入者の最善の利益を達成するため、**運用委託先の定期的な評価、必要に応じて運用力次第で委託先を変える**などの見直しを促進
- ・ 小規模DBが**企業年金連合会の共同運用事業**を活用できるよう、**選択肢拡大を含め、事業の発展等**に向けた取組を促進
- ・ 企業型確定拠出年金（DC）において、労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など**運用方法の適切な選択がなされるよう、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化**、継続投資教育、**取組事例の横展開**等の取組を促進
- ・ 企業年金（DB・DC）について、厚生労働省が情報を集約・公表することも含めて、**運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化**を行う

3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**（ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定、投資型クラウドファンディングに係る規制緩和、非上場有価証券の流通を促進するための規制緩和）
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**（投資信託への非上場株式の組入れを可能とする、資産運用会社や有識者等の多様な関係者による対話の場である、「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」を2023年内に開催）

4. スチュワードシップ活動の実質化

- 東証による「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の要請を踏まえた**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、東証と連携しフォローアップ。
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進。

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 世界の投資家等と対話を行い、ニーズを把握し、これに沿った形で資産運用業の改革を進めていくため、内外の資産運用会社を中心に、関係事業者や投資家等と連携しつつ、**資産運用フォーラムを立ち上げ**。そのための**準備委員会を2023年内に設立**。
- 自治体や関係事業者、投資家等との対話の機会を通じ、資産運用立国に関する施策について**意見交換**を行い、必要に応じて、**施策の深掘りや更なる施策の実施**について検討。

➡ 内閣官房等において、上記施策の**進捗状況を2024年6月目途に確認**。

(参考) Japan Weeksについて

- 資産運用立国や国際金融センターの実現に向けたJapan Weeksを、本年9月25日から10月6日に開催
- 海外の投資家や資産運用会社等を集中的に日本に招致し、多くのイベントを開催。資産運用立国の実現に向けた新たな施策を表明したほか、日本での資産運用の課題や政府への期待について意見を収集。

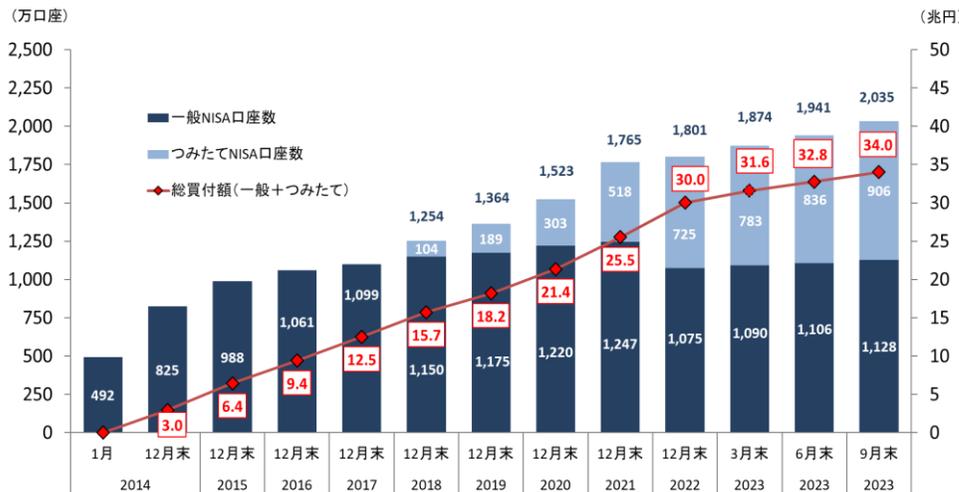
日時	イベント	主催者	政府要人の参加と新たに表明した施策
9月25日	全国証券大会	日本証券業協会、全国証券取引所協議会、投資信託協会	総理と井林内閣府副大臣による来賓挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ■ スタートアップ投資等のオルタナティブ投資やサステナブル投資の活性化などを含めた運用対象の多様化の推進
10月2日	日経サステナブルフォーラム 「世界の機関投資家の潮流」	日本経済新聞	総理による開会挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ■ 大手金融グループによる運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表 ■ アセットオーナー・プリンシプルを来年夏をめどに策定 ■ 企業年金の運用高度化に向けた取組みを推進
10月3-5日	PRI in Person (PRI年次会議)	PRI事務局	10月3日に総理から基調講演 <ul style="list-style-type: none"> ■ サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログを年内に設置 ■ インパクト投資に関するコンソーシアムを年内に発足 ■ 政府として所要の環境整備を行い、日本の代表的な公的年金がPRI署名に向け作業を進めることを発表
10月3日	「金融ニッポン」 トップ・シンポジウム	日本経済新聞	鈴木大臣による冒頭挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ■ 「金融分野に関する世界の都市ランキング」を近日中に公表
10月4日	金融改革フォーラム	日本経済新聞	神田政務官による冒頭挨拶
10月4日	10月4日「証券投資の日」 トークイベント	日本証券業協会、日本取引所グループ、投資信託協会	総理と鈴木大臣によるビデオメッセージ、井林内閣府副大臣によるトークイベント参加
10月4日	ネットワーキングディナー	Bloomberg	鈴木大臣による冒頭挨拶
10月5日	ウェルカムディナー	ブラックロック	総理による冒頭挨拶
10月6日	Japan Head of State/ Long Term Investors Summit	ブラックロック	鈴木大臣による開会挨拶、西村大臣によるパネル参加
10月6日	グローバル投資家との ラウンドテーブル	日本政府	鈴木大臣による開会挨拶、総理による締めくくり挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ■ 日米を基軸とした資産運用フォーラムの準備委員会を年内に立ち上げ

～資産所得倍増プランの推進～

【新しいNISA制度の普及・活用促進】

- 新しいNISA制度（2024年1月開始）**について、制度の趣旨や内容の周知に努め、個々のライフサイクルに基づいた適切な制度の活用を促す。
 - ✓ NISA特設サイトの利用者目線での抜本的な見直し
 - ✓ 幅広い層への分かりやすさを追求したガイドブック等の作成
 - ✓ 財務局や業界団体等と連携したイベント・セミナーの開催 等
- 官民連携によるNISA推進戦略協議会の下、**NISA活用の優良事例の蓄積等**を通じて、NISAは使い勝手がよい信頼感ある制度であるとのイメージを浸透させていく（**ブランド化**）。
- 顧客の安定的な資産形成支援というNISA制度の趣旨を踏まえ、顧客に対する説明態勢の整備や適合性原則を踏まえた金融商品の提供、金融機関による**回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリング**を実施する。
- 投資未経験者も含めた利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、**デジタル技術の活用等による、NISAに係る手続の簡素化・合理化等**を進める。

NISA（一般・つみたて）の口座数と稼働率の推移



NISAの抜本的拡充・恒久化の概要

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有期間	無期限化	無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)	
口座開設期間	恒久化	恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上	18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可	

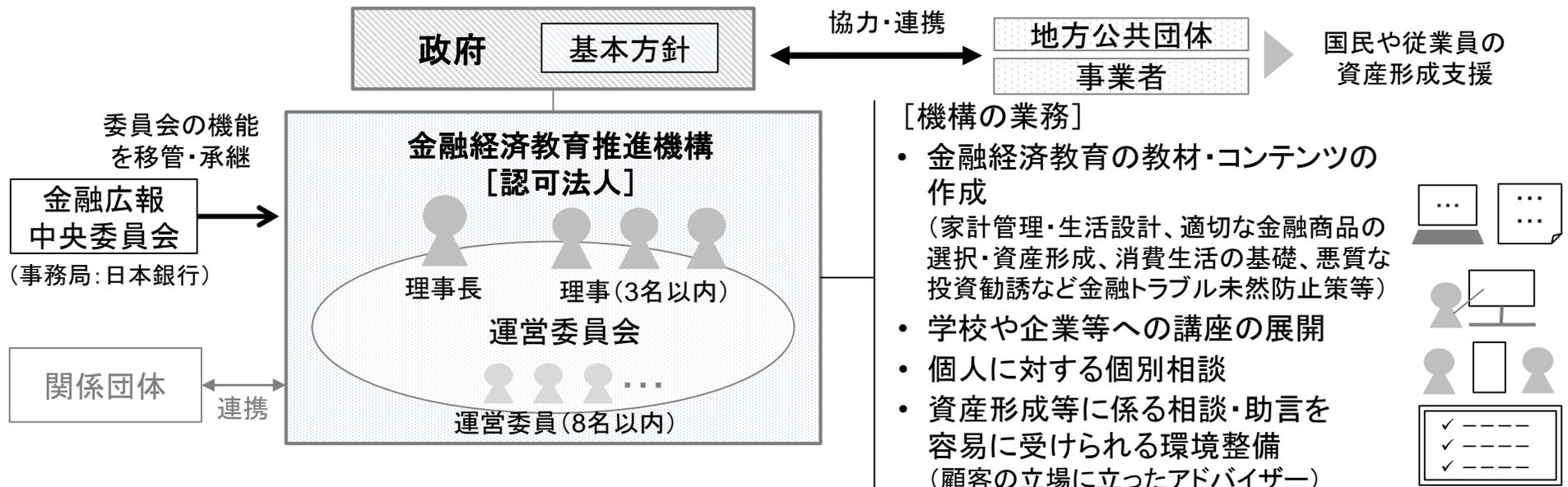
(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保
(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理
(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施
(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を旨とする

～資産所得倍増プランの推進～

【金融経済教育の充実】

- 国全体として中立的立場から、金融経済教育の機会提供に向けた取組を推進するための体制を整備する。第212回国会において成立した改正金商法に基づき「**金融経済教育推進機構**」を**2024年春に設立し、同年夏に本格稼働させることを目指す**。
- 同機構において、
 - ✓ 多様なステークホルダーとの連携を通じて、**企業の雇用者向けセミナーをより広く支援・促進**するなど、教育活動を抜本的に拡充していく。
 - ✓ **講師向け養成プログラムの導入**等による教育の質の向上を進める。
 - ✓ 一人ひとりに寄り添った**個別相談を実施**していく。
 - ✓ **顧客の立場に立ったアドバイザーの認定・支援**を行うことを通じて、個人が安心して相談できる環境づくりに取り組む。

金融経済教育推進機構の概要（イメージ）



～資産所得倍増プランの推進～

【顧客本位の業務運営】

- 金融機関において**顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリング**を行う。特に、以下について重点的にモニタリングを行う。
 - ✓ リテールビジネスへの経営陣の関与状況
 - ✓ 顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況
 - ✓ 「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け
 - ✓ 業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品（例えば、仕組債や外貨建一時払保険等）の販売・管理態勢
 - ✓ 実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況
- 金融事業者に対して、顧客の最善の利益を勘案して誠実かつ公正に業務を遂行する義務を設けるとともに、家計の資産形成において重要な役割を担う企業年金等もその対象に加えることを内容とする、金融商品取引法等の一部を改正する法律案の成立を前提に、顧客の最善の利益が確保されるよう**モニタリングのあり方について検討**を行う。

～コーポレートガバナンス改革の実質化～

【コーポレートガバナンス改革の実質化】

■ コーポレートガバナンス改革の実質化

- 「**コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム**」（2023年4月公表）を踏まえ以下を進める。
 - ✓ 資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営の促進、
 - ✓ 女性役員比率の向上による取締役等の多様性向上を含むサステナビリティを意識した経営の促進、
 - ✓ 独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動

等

■ スチュワードシップ活動の実質化

- 「**コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム**」（2023年4月公表）を踏まえ、資産運用会社やアセットオーナーに対して、スチュワードシップ責任に関する活動の実質化に向けた取組を促す
- 大量保有報告制度の見直し等について、2023年中に結論を得て、関連法案の早期の国会提出を目指す

(参考) 金融審議会 公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ 報告の概要

(①公開買付制度)

- 公開買付制度について、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化といった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。

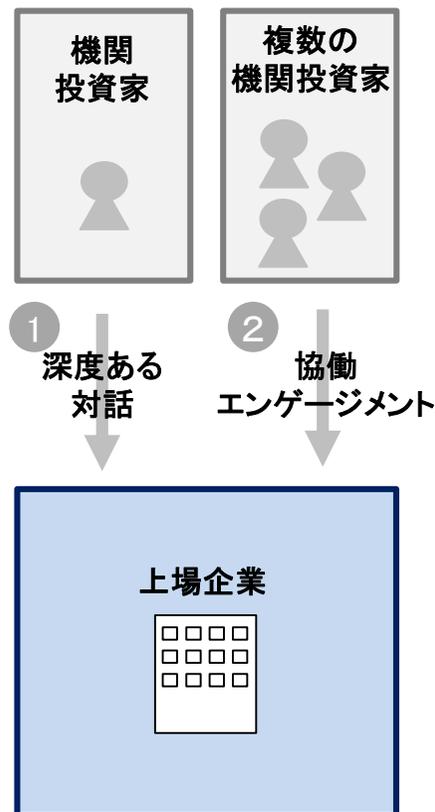
現行の公開買付制度の概要

	5%超	② 3分の1超	過半数	3分の2以上
市場外取引		5%ルール (TOBが必要。ただし、③ 上限を設定するTOBも可。)	3分の1ルール	全部買付義務 (上限の設定は不可。)
市場内取引 (立会内)		①	原則として規制対象外	

- ① 資本市場の透明性・公正性を確保するため、市場内取引を通じて企業支配権に重大な影響を与える場合にも、公開買付けの実施を義務付けるべき
- ② 企業支配権に重大な影響を与えるか否かの閾値を、議決権行使割合や諸外国の水準を踏まえ、「議決権の3分の1」から「議決権の30%」に引き下げるべき
- ③ 買付予定数に上限を設定した公開買付けを実施する場合、公開買付け後の少数株主との利益相反構造に対する対応等について説明責任を果たさせるべき
(※)加えて、上限を付さない公開買付けを含め、公開買付者が任意に、公開買付けの成立後に追加応募期間を設けることができるようにすべき
- ④ 実態に即しない画一的な運用を避けるため、個別事案ごとに例外的な取扱いを許容する制度を設けるとともに、それを可能とするために当局の体制を強化すべき

- 大量保有報告制度や実質株主の透明性について、パッシブ投資の増加、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり、協働エンゲージメント^(※)の広がりといった環境変化を踏まえ、主な事項として以下のとおり提言。(※)複数の投資家が協調して、個別の投資先企業に対して特定のテーマについて対話を行うなどの行動を起こすこと。

大量保有報告制度



- 1 パッシブ投資家が企業と深度ある対話を実施できるよう、
 - ・ 「企業支配権等に直接関係しない行為」^(※1)を「目的」とする提案行為を、
 - ・ 「企業経営陣に採否を委ねる」という「態様」で行う場合には、**報告書の提出頻度を緩和する特例^(※2)を受けられるよう明確化すべき**

(※1)例えば、配当方針や資本政策に関する変更の提案。

(※2)機関投資家は「重要提案行為」^(注)を行わないとの要件のもと、報告書の提出頻度が緩和される特例の適用を受けている。

(注)「重要提案行為」:代表取締役の選解任の提案など、事業活動に重大な変更・影響を及ぼす行為を目的とする場合は、「態様」を問わず該当。
- 2 協働エンゲージメントを促進する観点から、複数の機関投資家が**一定の合意^(※)を行わない限り、「共同保有者」として保有割合を合算する必要がないこととすべき**

(※)例えば、機関投資家間において、共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的とせず、かつ継続的でない議決権行使に関する合意をするような場合には、保有割合を合算する必要がないこととするなど
- 3 **現金決済型のエクイティ・デリバティブ取引について、潜在的に経営に対する影響力を有するものや潜脱する効果を有するものを規制の対象とすべき**

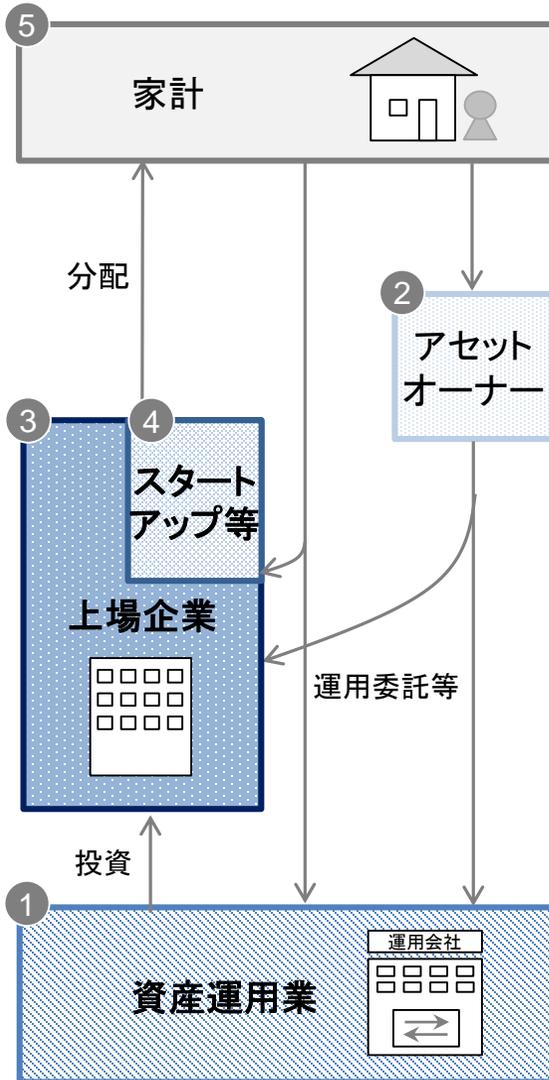
実質株主の透明性

- ・ **実質株主^(※)を効率的に把握できるようにするため、(1)機関投資家の行動原則として、株式の保有状況を発行会社から質問された場合にはこれに回答すべきであることを明示し、(2)法制度上義務付けることを検討すべき**

(※)議決権指図権限や投資権限を有する者。

(参考) 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書の概要

- 家計からの投資の運用を担い、リターンを生み出す資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への成長資金の供給を促し、その成果を家計に還元することで、インベストメント・チェーンを通じた「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現に向けた取組みを進める。



1 資産運用会社の高度化 ≫ 家計を含む投資家へのリターン向上、投資先の企業価値の向上

- 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)★
- 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施
- 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化
- 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定
- 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し(一者計算の促進等)

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み ≫ 顧客等の最善利益の確保

- 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進

3 スチュワードシップ活動の実質化 ≫ 日本企業・日本市場の魅力向上

- 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等★

4 成長資金の供給と運用対象の多様化 ≫ スタートアップの活性化、収益機会の拡大

- ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定
- 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進
- 投資型クラウドファンディングの活性化
- 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化(仲介業者の規制緩和)★

5 家計の投資環境の改善 ≫ 金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進

- 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進
- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ(5万円から10万円に)

★は要法改正事項

a 大手金融グループにおける運用力向上・ガバナンス改善・体制強化

- **大手金融機関グループ**において傘下資産運用会社等の人材育成を含む運用力向上やガバナンス改善・体制強化のための**プランの策定・公表**

b プロダクトガバナンスの確保

- 資産運用会社による適切な金融商品の組成、管理、透明性を確保するための**プロダクトガバナンスに関する原則を策定**※

※「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂

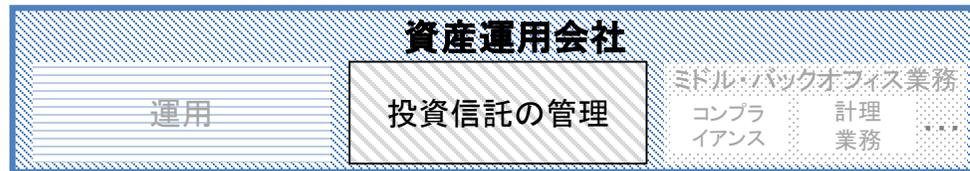
c 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し

- 基準価額の計算について資産運用会社と信託銀行の双方で行う**二重計算の慣行を見直し**(業界における一者計算に向けた計理処理の標準化等の取組みを後押し)
- 基準価額の計算過誤の訂正に関する**マテリアリティポリシー(重大性基準)**について、各社の定める**水準の適切性や投資家への周知の重要性を監督指針等に記載**

⇒ 投資運用業の参入障壁を緩和

d 投資運用業の参入要件の緩和(ミドル・バックオフィス業務の委託等)

■ ミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和



「運用」を委託



運用権限の全部委託

- **投資運用業における運用権限の全部委託を禁止する規制の撤廃**
- 運用委託先の管理について、必要な規定の整備

⇒ **特色ある運用会社への委託を促進**

「ミドル・バックオフィス業務」を委託



投資運用業者の登録要件緩和

- **ミドル・バックオフィス業務を受託する事業者**に任意の登録制度を創設(行為規制(善管注意義務等)等を適用)
- 登録業者に業務委託する場合には、**投資運用業の登録要件(体制整備等)を緩和**※

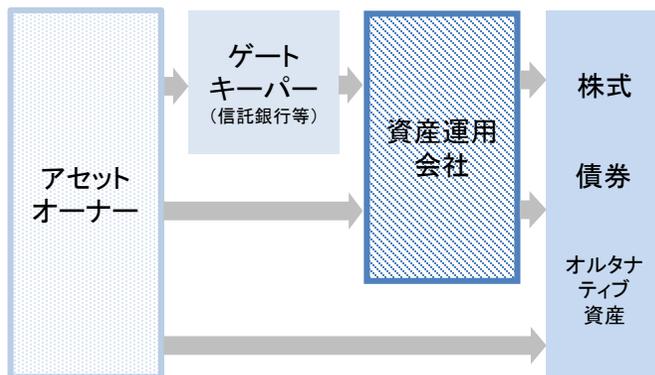
※業務を外部委託した場合、委託先の管理等が必要

e 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP(Emerging Managers Program))

- **金融機関・アセットオーナー**による優れた**新興運用業者の発掘・運用委託を後押し**。また、各主体による具体的な**取組状況を公表**
- **新興運用業者を一覧化したリスト(エントリーリスト)の提供**
- **金融創業支援ネットワーク**(注1)や**拠点開設サポートオフィス**(注2)等を拡充
- **ミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和**(再掲)

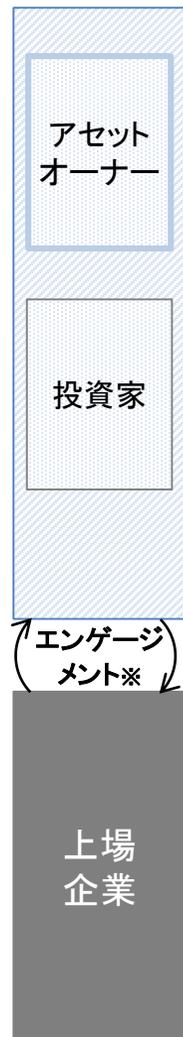
(注1)日本で拠点開設をする海外金融事業者(投資運用業、投資助言・代理業等)に対し、創業面や生活面の情報提供・相談・支援
(注2)新規に日本に参入する海外の資産運用会社等の登録に関する事前相談、登録手続及び登録後の監督を英語で実施

2 アセットオーナーに対する金融機関の取組み(⇒顧客等の最善利益の確保)



- アセットオーナーから運用委託を受ける**資産運用会社等**は、アセットオーナーのリスク許容度等を考慮したうえで、**最善の利益を確保するための運用**を行う必要
- 企業型確定拠出年金(DC)の**運営管理機関(金融機関)**は加入者の最善の利益を確保する観点から、**適切な運用商品の選定・提示や情報提供の充実等**を行う必要
- 当局は、アセットオーナーを支える**金融機関を適切にモニタリングし、必要に応じて改善を求めていくことが不可欠**

3 スチュワードシップ活動の実質化(⇒日本企業・日本市場の魅力向上)



- スチュワードシップ・コードの趣旨を踏まえ、**自らの置かれた状況(規模・運用方針等)に応じた対応の促進や、協働エンゲージメントの取組みの積極的な活用**
- 実効的なエンゲージメントの促進のための**制度の見直し(大量保有報告制度における「重要提案行為」や「共同保有者」の範囲の明確化)**
- **資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた東証の要請(①現状分析、②計画の策定・開示、③実行)を踏まえた企業の対応を一層促す観点からフォローアップ**

※ 企業と投資家との建設的な対話

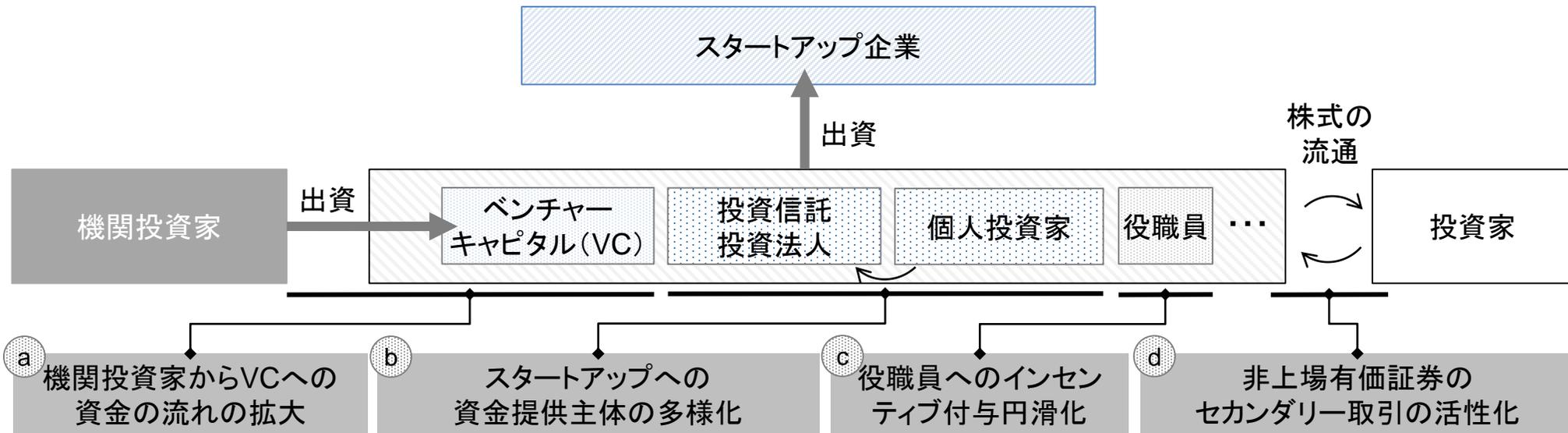
5 家計の投資環境の改善(⇒金融リテラシーの向上、貯蓄から投資への推進)

金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進

- 家計が資産運用会社や金融商品を適切に選択するためには**金融リテラシーの向上が不可欠**
- **金融経済教育推進機構を中心に官民一体となって、金融経済教育に取組むことが重要**

累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

- **新しいNISA制度**において、**つみたて投資枠**は年間120万円(月10万円)になる
- **累積投資契約のクレジットカード決済上限額**について、**つみたて投資枠をカバー**できるよう規定を見直し(5万円から10万円に)



- a 機関投資家からVCへの資金の流れの拡大
- VCのガバナンス等の水準を向上させ、長期投資に資するアセットクラスとしてのVCの魅力高めるため、「ベンチャーキャピタル・プリンシプル」を策定

- VCが保有する有価証券の評価の透明性を向上させるため、公正価値評価を推進

- b スタートアップへの資金提供主体の多様化
- 投資信託への非上場株式の組入れを行うための枠組み(自主規制規則)の整備、上場ベンチャーファンドの促進(開示頻度の緩和等)

- 投資型クラウドファンディングの活性化
 - 企業の発行総額上限
1億円→5億円(1~5億円は簡素化された開示様式を利用可)
 - 投資家の投資上限
50万円→年収や純資産に応じた設定

- c 役員へのインセンティブ付与円滑化
- 企業が役員に付与する譲渡制限付株式ユニット(RSU)等の事後交付型株式報酬について、有価証券届出書に代えて、臨時報告書の提出を認める特例を設ける

- d 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化
- 非上場有価証券の取引の仲介業務への参入を促すため、
 - プロを対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和
 - 私設取引システム(PTS)について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする